日本反核法律家協会 2024 年総会決議

2024/11/16

Ι.	情勢の特徴と私たちの課題	1	
Π.	活動報告と活動方針	11	_
Ⅲ.	役員体制	21	1

日本反核法律家協会

(連絡先事務所)

₹359-0044

埼玉県所沢市松葉町 11-9 ピースセンター

(大久保賢一法律事務所内)

E-mail:jalana.office@gmail.com

日本反核法律家協会 2024 年総会決議

2024/11/16

I. 情勢の特徴と私たちの課題

(1)2023 年総会後の核をめぐる情勢の概況

2022年2月24日に開始されたロシア連邦によるウクライナへの侵略は未だに終結を見ず、欧米諸国の支援を得たウクライナが2024年8月から越境攻撃に転じる等攻防は激しさを増し、両軍のみならず多くの民間人も犠牲となっている。

2023 年 10 月 7 日に開始されたハマスによるイスラエルへの越境攻撃とイスラエルによるガザ地区への侵攻も未だに継続されており、2024 年 8 月にはパレスチナでの死者数が 4 万人を超し、その大半が子どもや女性、高齢者であることが報道された 1。

2024年8月9日に開催された長崎平和記念式典では、イスラエルが招待されなかったことを理由として、日本を除くG7各国の大使が欠席した。ウクライナへ侵攻するロシアを非難しながら、パレスチナへの侵攻を行うイスラエルを殊更援護する各国のダブルスタンダードの姿勢が顕著に表れた。

また、米中関係も、米国は日本や欧米諸国を巻き込み関税率の引き上げや輸出規制等を行い、中国が反発して報復措置を取る等、対立は深まっている。中国は、2024年7月、アメリカとの核の軍備管理などを話し合う高官協議の停止を発表2し、核をめぐっても緊張が高まっている。他方で、中国はロシアと接近しており3、世界の分断が進んでいる。

このような状況の中、日本政府は米国との同調路線をさらに強化し、「過去1年間の成果と、日米両国の国家戦略文書がかつてないほど整合している」と評するほどである 4。さらには、同時に開催された拡大抑止に関する閣僚会合において、「米国の核政策及び核態勢並びに同盟における核及び非核の軍事的事項の間の関係性について緊密に協議する両国のコミットメントを再確認」するなど、核抑止体制への依存を強めている。

このように世界の分断と対立が進む中、ロシアもイスラエルも核兵器使用について言及しており、紛争が長引き戦況が悪化することで核兵器使用に至るリスクはますます高まっていると言わざるを得ない。

当協会としては、このような情勢を踏まえ、核兵器の廃絶のために現実的かつ確実な方法によって取り組んでいかなければならない。

以下では、近時の核をめぐる情勢の概況を簡潔に述べることとする。

¹ 2024 年 8 月 16 日 BBC NEWS JAPAN

⁽https://www.bbc.com/japanese/articles/c985g9jlnp5o)

² 2024年7月17日NHK NEWS WEB

⁽https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240717/k10014514451000.html)

³ 2024 年 7 月 4 日 NHK NEWS WEB

⁽https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240717/k10014514451000.html)

^{4 2024} 年 7 月 28 日 日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表 仮訳

(2)ロシアによるウクライナ侵攻

2022 年 2 月 24 日に開始されたロシア連邦によるウクライナ侵攻は、2 年半が経過した現在も未だに収束の様子は見られない。市民の死者は少なくとも 11,520 人に上り(国連・8 月 9 日時点)、世界各地に滞在するウクライナ難民は 665 万 5100 人とされている(UNHCR・8 月 19 日現在) 5 。ロシア軍兵士の死者は 5 万人(BBC 調査・4 月 18 日時点)、ウクライナ軍兵士の死者は 3 万 1000 人(ウクライナ政府発表・2 月 25 日時点)に上り、米紙ニューヨークタイムズによれば、両軍の死傷者は 2023 年 8 月の時点で 50 万人に迫るとされている。

ロシアは、開戦当初から核兵器の使用に言及しており、2023 年 10 月には、ウクライナと国境を接するベラルーシに戦術核の配備を完了し、2024 年 6 月には戦術核兵器の使用を想定した軍事演習も行なわれている 6。プーチン大統領は、ウクライナ戦争を口実に、核ドクトリンの見直しを検討しているとして、ミサイルや航空機、ドローン等の通常兵器での攻撃に対しても核兵器の使用を検討すると表明している7。

また、ロシアは、ウクライナ侵攻に伴い、ザポリージャ原子力発電所を攻撃し同原発を占拠した。原発を巡っては、ザポリージャ原発へのウクライナによる無人機攻撃を受けた、ロシアが支配するクルクス州の原発への攻撃をウクライナが計画した、とロシアが発表する(いずれもウクライナは否定)等、リスクが高まっている。

以上のように、ウクライナ戦争をめぐり核兵器の使用や原発への攻撃など核をめぐるリスクは格段に高まっている。特に、紛争が長期にわたるにつれ、行き詰まった当事者が最終手段として核兵器の使用に至る可能性は排除できず、核兵器の先制使用を受けなくても核兵器が使用されるリスクは高いと言わざるを得ない。

他方で、ロシアが繰り返し核兵器の使用に言及しているにもかかわらず、ウクライナが越境攻撃に着手するなどしており、核兵器による威嚇は必ずしも敵国の攻撃の抑止につながらない、すなわち核抑止論の実効性自体が否定される状況も生じている。さらには、原発を有することは、自然災害のみならず、攻撃の対象とされ取り返しのつかない被害が生じるリスクを負うものであることも示されたといえる。

ロシアによるウクライナ侵攻が国連憲章に違反する行為であることは 2023 年総会議案書で述べた通りである。かかるロシアの暴挙に対して、国連総会は繰り返しウクライナへの侵攻を非難しロシアに撤退を求める決議を挙げ、国際刑事裁判所(ICC)によるプーチン大統領等への逮捕状の発付、国際司法裁判所(ICJ)によるロシアに対するウクライナ侵攻を即時停止するよう命じる暫定措置 8など、国際機関による停戦に向けた取り組みも行なわれている。

⁵ NHK ウェブサイト「ウクライナ情勢」8 月 20 日 https://www3.nhk.or.jp/news/special/ukraine/

^{6 2024} 年 6 月 10 日 NHK ウェブサイト

⁽https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240610/k10014476871000.html)

^{7 2024} 年 9 月 26 日ロイター通信ウェブサイト

^{(&}lt;u>https://jp.reuters.com/world/ukraine/GW6UGWGZPJOPHA4TMSDK7HDOME-2024-</u>09-25/)

⁸ ウクライナによるジェノサイド条約に基づく提訴について、2024 年 ICJ は審議する裁判権がある と判示している。

しかし、2024年2月の国連総会では、ロシアに対する非難決議の提出は見送られた。ウクライナが、 賛同国の減少を懸念したためとされている9。紛争が長期化するとともに、ウクライナが欧米諸国の支援 を得て反撃を行っていること等も相まって、ロシアに対する一方的な国際的非難が弱まっているとも考え られる。結果、終結の目処は立たず、弱い立場の人々の犠牲者を徒に増やし続けてしまっている。

ロシアによるウクライナ侵攻は断じて許されるものではないが、その行為を誘発した原因に、北大西洋条約機構(NATO)の東方拡大の動きがあることは忘れてはならない。ウクライナ侵攻後、NATO 諸国は、通常兵器や戦闘機等に留まらず、非人道兵器である劣化ウラン弾やクラスター爆弾をも供与しているのであり、かかる NATO 諸国の対応も許されない。

ウクライナ侵攻をめぐるロシア及び米国の対応は、核兵器を保有する国は、核兵器を自らの武力攻撃の後ろ盾として利用することで通常兵器による攻撃を容易にすることを明らかにし、「核抑止論」の論理を崩壊させた。さらに、核兵器による威嚇を行ってもウクライナによる越境攻撃を防ぐことはできなかったことから、核威嚇による抑止自体に効果が認められないことも明らかとなった。ロシアによるウクライナ侵攻は、核抑止論が有効な手段とは言えないことを顕著に表したものといえる。

(3)イスラエルによるガザ侵攻

2023年10月7日、パレスチナ・ガザ地区を実効支配するイスラム組織ハマスによりイスラエルへの 越境攻撃がなされ、一般市民に多数の犠牲者を出し、人質をさらった。これを契機としてイスラエルによ るハマス・ガザ地区に対する大規模な報復攻撃がなされている。イスラエルによるガザ地区への攻撃 は、市民の避難施設、病院や学校などにも及んでおり、多くの無垢の市民の命を奪い10、さらに、ガザ 地区の封鎖によって民間人への支援物資の搬入も阻害され、ガザ地区の人びとは深刻な状況に追い 込まれている。

ハマスが行った攻撃は断じて許されるものではないが、イスラエルによる報復は、市民に対する攻撃や、戦時において保護の対象となる病院などが含まれており、国際人道法に違反するものといえ、ハマスによる攻撃に対する報復を理由として許されるものではない。かかるガザ侵攻に対して、国際刑事裁判所はネタニヤフ首相やハマス指導者等に逮捕状を請求しい、南アフリカ政府がイスラエルをICJに提訴し、ICJはイスラエルに対してジェノサイド及びその戦闘を防ぐための措置を取ること及び人道支援を供給することを可能とする措置を取ることなどを命じた暫定措置を取ることを命じた。このように、国際社会からイスラエルの非人道的行為に対する強い非難がなされている中、米国をはじめとする欧米諸国は、イスラエルを支持しており、その結果、多くの人びとが危機にさらされ続けているのである。

さらに、イスラエルとイランの間でも攻撃がなされており、イランはイスラエルが核施設を攻撃する場合にはイスラエルの核施設へ報復するとして、核開発の目的を平和利用とすることも変更する可能性にも触れている12。

^{9 2024} 年 2 月 24 日読売新聞オンライン (https://www.yomiuri.co.jp/world/20240224-0YT1T50029/)

^{10 2024} 年 6 月 14 日の地元当局の発表によれば、死者の 4 割以上(16000 人近く)が子どもであり、子どもの負傷者も 34000 人に上るとのことである。

^{11 2024} 年 5 月 11 日 NHKNEWSWEB

⁽https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240520/k10014455611000.html)

^{12 2024} 年 4 月 18 日時事ドットコム

^{(&}lt;a href="https://www.jiji.com/jc/article?k=2024041801260&g=int#goog_rewarded">https://www.jiji.com/jc/article?k=2024041801260&g=int#goog_rewarded)

ここでも、核関連施設を有することは、紛争状態となった場合にはその施設への攻撃を受けるリスクが顕在化することが示された。

イスラエルは核兵器保有を肯定も否定もしない曖昧政策を取っているものの、核兵器を保有していると広く考えられている ¹³。しかるに、2023 年 11 月、現役閣僚がガザ地区への核爆弾投下も選択肢の一つであると述べた ¹⁴。ネタニヤフ首相はかかる発言を批判したものの、核兵器を保有することは、自衛のためではなく敵(国)をせん滅するために使用される恐れがあることを如実に示したものといえる。核兵器の保有は、抑止のためではなく、他国への暴力的な侵略に利用されることが示されたものといえる。

(4)深刻化する米中対立と東アジア情勢

米中対立は軍事、安全保障、経済安全保障、サイバー、宇宙、台湾に対する態度等、多面化・複雑化しながら深刻化している。米国は、日本、韓国をはじめ同盟諸国とともに多数回の軍事演習を行うなどして中国への圧力を高め、中国はこれに反発している。中国は、ここ 10 年ほどで海軍力を大幅に増強し、2024年には軍事費を前年に比して 7.2%引き上げ、保有する核兵器も増加させるなど、軍備増強を図っている。このような強大な武力を背景に、中国は南シナ海のほぼ全域の管轄権を主張し、実効支配して軍事拠点化を進めている。かかる中国による武力を背景とした一方的な支配は決して許されるものではない。他方で、これに対抗して軍事的圧力を強めたとしても、これを解決することは容易ではなく、衝突の危険を高めるだけである。

核兵器をめぐっては、2023 年 11 月に米中両政府高官による核廃棄の軍備管理などの協議が再開されていたが、2024 年 7 月、米国による対台湾武器売却に反発した中国が同協議の一時停止を発表した ¹⁵。米国による中国との対立をあおる台湾政策が、核兵器リスクを高めてしまったのである。

台湾をめぐっては、2022年8月の米国下院議長のペロシ氏の訪台、米軍と台湾軍による合同演習、 米国他の軍艦による台湾海峡の通過など、挑発的行為を繰り返し、中国は強く反発している。また、日本も、安保三文書の改訂によって南西諸島の防衛体制を強化し敵基地攻撃能力を保有し、麻生元総理の訪台、韓国とともに米軍との合同演習を繰り返すなどしてその対立を煽っている。

北朝鮮との関係でも、2018年から19年にかけて米朝首脳会談が実施され、一時は朝鮮半島の非核化に向けた協議が進むことが期待されたが、結局合意に至らず、以降進展はない。その様な状況で米国の度重なる韓国や日本との軍事演習などから、北朝鮮の金正恩総書記は、核武力政策を憲法に明記することを決定し16、韓国を「第1の敵対国」とするよう憲法改正を指示する17など、その態度を硬化させている。2024年8月24日には、北朝鮮外務省が「米国が関与する核兵器の脅威にしっかり対応していく」との談話を発表し、2024年9月9日には、金正恩総書記が日米韓の安全保障協力による脅

¹³ 長崎大学核兵器廃絶研究センターHP (https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nuclear list_bn/nuclear_list_201806/israel201806)

^{14 2023} 年 11 月 5 日 NHK ウェブサイト

⁽https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231105/k10014248111000.html)

^{15 2024} 年 7 月 17 目 NHK NEWSWEB

⁽https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240717/k10014514451000.html)

^{16 2023} 年 9 月 28 日 NHK NEWSWEB

⁽https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230928/k10014209061000.html)

^{17 2024} 年 1 月 16 日 NHK NEWSWEB

⁽https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240116/k10014322571000.html)

威等を理由に、するなど、米国による圧力がかえって朝鮮半島の非核化を遠のかせていることも明らかである。

日本は、中国と日本海を隔てて近接した状況にあり、かつ、全国に米軍基地を有している。有事の際にはそれら米軍基地が要衝となり、攻撃の対象となることは容易に想定される。核兵器を含む軍事大国に挟まれた状況で紛争となれば、日本に甚大な被害をもたらすことは自明であり、日本としては両国の衝突は絶対に避けなければならい事態である。それにもかかわらず、日本政府は米国に一方的に加担し、対立を煽っているのであり、自ら危険な状況に追い込んでいるものと評価せざるを得ない。米中対立は深まる中でも、米中両国は対話の必要性も繰り返し確認しており、協議は継続的に行われている通り、必要なのは平和的な解決であり、そのために日本が果たすべき役割は、一方に加担するのではなく、双方に自制を求め、対立を緩和することである。

(5)核をめぐる日本国内の情勢

ア 日本国内の政治状況

2021年10月の衆議院総選挙以降、与党と維新・国民民主等により憲法審査会で改憲が声高に叫ばれるようになった。中心となったのはコロナを口実とした議員任期延長や緊急事態条項の創設であるが、その最終目的に9条改憲があることは自明である。議員任期延長については、改憲派は有事や大規模自然災害、感染症まん延などにより選挙実施が困難な場合に国会の権能を中断させてはならないとしてその必要性を主張したが、参考人質疑などを経てその主張に論拠はない事が明らかとなり、2024年の通常国会での改憲原案提出は見送られたが、自民党憲法改正実現本部は8月にも作業部会を開き議員任期延長の緊急事態条項が必要であるとの意見集約を行っており、油断ならない状況である。また、岸田元首相は、広島平和記念式典に出席した翌日である8月7日、自民党憲法改正実現本部において、憲法への自衛隊の明記、緊急事態条項の創設について論点整理を行うよう指示している。今後も憲法9条を含めた改憲に向けた動きが強まることが懸念される。

これまでになく防衛費を増大させ、国民を疲弊させてきた岸田元首相は、異次元の少子化対策や定額減税、電気・ガス代の補助金等表面的なバラマキを繰り返したものの、根本的な生活の改善には程遠く、かえって現場の手間を増大させた。そのような中で、自民党議員による裏金問題が明るみとなり、政治とカネの問題が取りざたされた。国民からは厳しく搾取する一方、自民党議員は自らの懐を肥やしていたのである。

このような岸田政権は、支持率が低迷し、2023 年 11 月以降は 30%を割っている状態である ¹⁸。 結果、岸田元首相は、自民党総裁選への不出馬を表明し、政権を投げ出さざるを得なくなった。

しかし、これまでの自民党政治から明らかなとおり、首を挿げ替えたとしても自民党政治の問題は何ら解消されることはない。根本的に対米従属の軍拡路線を貫く自民党政治は、国民生活を破壊し、日本を戦争に巻き込むリスクを高めるものに他ならず、一刻も早く転換することが必要である。

イ日本政府による米国と一体となった軍拡

岸田政権は、2022 年 12 月 16 日、いわゆる安保三文書(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)を閣議決定し、敵基地攻撃能力の保有を認め、今後 5 年間の防衛費を 43 兆円と倍増さ

¹⁸ NHK 選挙 WEB (https://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/)

せた。2024年度の防衛費は過去最大の 7.9 兆円に上り、対 GDP 比 1.6%まで上昇した。 今後もさら に上昇させ、2027年度までに対 GDP 比 2%とする中期目標を掲げている。

敵基地攻撃能力の保有は、憲法 9 条の従来の政府解釈からしても、保持が禁止される「戦力」に該当するものであり、専守防衛政策を逸脱するものである。特に安保法制により集団的自衛権が肯定されるとする現在の政府解釈の下では、他国に対する攻撃であっても自衛権を発動することが可能となり、日本が攻撃を受けていないにもかかわらず、敵基地を攻撃することが可能となる。そうなれば、日本が戦争に巻き込まれる危険性が飛躍的に高まることは明らかである。

防衛費についても、コロナ禍の経済不振の影響が残存し、ウクライナ侵攻や急激な円安による物価高に襲われる中、26カ月連続で実質賃金がマイナス 19と、国民が疲弊している中で、具体的な使途も明らかにせず、金額ありきで増額を決定したものであり、国民の命と生活をないがしろにするものといわざるをえない。

日本政府は、このように国民生活を犠牲にしながら、2015年の安保法制による集団的自衛権行使容認、2023年の安保三文書の改訂による敵基地攻撃能力の保有など、米国と一体となった軍備拡大を進めている。2024年7月28日の日米安全保障協議委員会(日米2+2)の共同発表では、日米の作戦及び能力のシームレスな統合を可能にするため、自衛隊統合作戦司令部の創設とそのカウンターパートとなる統合司令本部の設置等、より具体的に有事を想定した整備を進めている。また、2024年4月の日米韓の共同訓練、同年6月のバリアント・シールドへの自衛隊の参加、米国・フィリピン・カナダとの4か国共同訓練、7月から8月にかけての島嶼防衛の連携強化のための第2回レゾリュート・ドラゴン等、共同訓練も繰り返し、戦争に向けた準備を行うとともに、中国に対する圧力を強め、緊張を高めている。

ウ 核兵器に対する日本政府の姿勢

広島県出身と称する岸田元首相は、核兵器廃絶をライフワークと公言しながら、結局は従前の自民党政権と変わるところはなく、核抑止論を肯定し、米国の核の傘が必要であるとするものである。むしろ、2023年5月のG7広島サミットでの核抑止論と核の傘への依存を肯定するなど、核廃絶への道をより後退させたといえる。さらに、上記日米2+2と同時に開催された拡大抑止に関する閣僚会合においては、「米国の核政策及び核態勢並びに同盟における核及び非核の軍事的事項の間の関係性について緊密に協議する両国のコミットメントを再確認」するとし、日米及び他の同盟国間での核兵器に関する連携を強化することを明示している。これまで繰り返されてきた核密約を、表立って行うことを宣言したものと考えられ、非核三原則を明示的に放棄する可能性も排除できない。

岸田首相は、平和宣言においても核兵器のない世界の実現に向けて取り組むことを 強調したが、上記のような実態からは言葉だけと評価せざるを得ず、核抑止論を肯定 し、核兵器禁止条約にも背を向ける岸田元首相に、「核兵器廃絶をライフワーク」等 と公言する資格はない。

岸田首相に代わって自民党総裁・内閣総理大臣となった石破茂氏は、アジア版 NATO の創設を掲げ、有事の際には互いに武力による防衛が義務となる体制を目指すなど、

^{19 2024} 年 7 月 8 日毎日新聞

抑止力の強化を主張している上、米国との核共有(いかなる場合に核兵器を使うかという意思決定過程の共有)は非核三原則に触れるものではない等と強弁し、非核三原則を骨抜きにしようとしている。このような対抗姿勢を強めれば、中国をはじめとする周辺諸国の反発を招くことは避けられない。

以上のとおり、自民党政権における核抑止論肯定・核の傘への依存は転換されるど ころか、より強固なものとなっており、日本を核戦争に導く危険性を高めているもの といえる。

エ 原発への依存

福島第一原発の事故から 13 年以上が経過した現在においても、福島県外への避難者数は未だ 2 万 5959 人に上り 20、原発事故の被害の甚大さを物語る。避難生活を終え帰還した人も、大きく生活は変容させられ、人間関係を含むふるさとを失った。

2024年8月22日、当初の計画から3年遅れて、福島第一原発の核燃料デブリの取り出し21に着手しようとしたものの、パイプ接続順を誤るという人為的かつ初歩的なミスにより、延期となった。東京電力は、原発事故から30~40年での廃止措置完了を目標としているが、わずか数グラムのデブリ取り出しすらまともにできない状況であり、その実現性は極めて疑問である。

また、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と福島県漁連に文書で伝えた約束を反故にして2023年8月24日に開始された「ALPS 処理水」の海洋放出により、中国が日本産水産物の全面禁輸措置を取り、水産業者に甚大な被害を与えた。さらに、作業員が放射性物質を含む廃液を浴びたり、浄化装置の配管の弁が開いていることを見落とし放射性物質を含む水が屋外に漏れたり、電源ケーブルを誤って損傷し処理水の放出設備などで電気供給が停止したりと、トラブルも相次いでいる。

2024年1月1日に発生した能登半島地震では地層が大きく隆起するなどしており、原発で同様の 事態が生じれば、福島原発と同様の凄惨な事故を招きかねない。2024年8月8日には宮崎県で震度 6弱を観測する地震が発生し、気象庁は南海トラフ地震臨時情報を発している。南海トラフ地震の防災 対策推進地域には、7基の原発があり、浜岡原発や伊方原発のある地域では20メートル級の津波が 予想されており、いざ地震が発生すれば、深刻な原発事故が発生する危険性は極めて高い。

原発は、ひとたび事故を起こせば、決して取り返しのつかない深刻な被害を長期間にわたってもたら すことは、日本国民全員が実体験として経験したことである。

それにもかかわらず、日本政府は、原発への依存度を高めようとしている。2021年10月閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、原発は「可能な限り依存度を低減する」としていたにもかかわらず、2022年12月に岸田政権がまとめたGX基本方針では、再生可能エネルギーとともに原子力も「エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果高い電源」として「最大限活用する」としている。GX基本方針では、①福島原発事故後に稼働した10基に加え7基を追加で再稼働すること、②次世代型の原子炉の開発・建設、③原則40年、最長60年と定められている既存原発の稼働期間の延長という方針が打ち出されている。このような方針に基づき、経産省が原発再稼働の安全対策費用を脱炭素支援制

(https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/hinansya.html)

^{20 2024} 年 5 月 1 日時点。 ふくしま復興情報ポータルサイト

²¹²週間かけて3グラム以下のデブリを試験的に取り出し、分析を予定。デブリの総量は880トンと推計されている。

度対象にする ²²など、原発への依存を高めている。原発事故の悲惨な結果をなかったかのように原発 推進を進める政府の態度は、即刻改めさせなければならない。

(6)核兵器禁止条約及び NPT をめぐる情勢

2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約(以下、TPNW)は、2024年9月24日時点で94か国が署名し、73か国が批准している23。2023年11月27日~12月1日にニューヨーク国連本部で開催された第2回締約国会議では、核抑止論に基づく安全保障政策を誤ったものであると断じ、TPNW及び核不拡散条約(NPT)等に基づく核軍縮・不拡散レジームを進展させるために具体的取り組みを進めることなどが宣言され、被害者援助及び環境修復のための国際信託基金についての検討等、5つの決定がなされた。同会議には33か国がオブザーバー参加し、NATO加盟国であるドイツは、核抑止は必要であるとしつつも、核兵器のない安全な世界に向けて真剣で率直な議論を行いたいと述べた。

このように、TPNWに基づく核廃絶への道は着実に進みつつあり、NATO 加盟国ですらオブザーバー参加をしているにもかかわらず、米国に追従する日本政府は、唯一の戦争被爆国でありながら、オブザーバー参加すらしないという体たらくである。広島被爆者団体連絡会議の田中聡司事務局長が「政府が条約に背を向ける状況で、私たち被爆者は海外へ出て活動することに悔しい、恥ずかしい思いをしている」と述べる 24のも当然である。

2024年7月22日から8月2日まで、2026年NPT運用検討会議第2回準備委員会が開催された。同委員会ではロシアのウクライナへの軍事侵攻に関連して各国が核兵器による威嚇を非難し、ザポリージャ原発の安全性への懸念を示す内容を含む総括文書の草案が示されたが、ロシア、中国、イランが強く反対し、採択に至らず閉会した。2026年NPTに向けて厳しい状況に陥っていると言わざるを得ない。その原因は、自国の核兵器は正義であるとの誤った認識を持つ核兵器国と、これに依存するその同盟国にある。すべての国々が、核兵器の非人道性と違法性を認識し、NPT6条を真摯に履行することが求められる。

上記ウクライナ侵攻やガザ侵攻で触れたとおり、核兵器は存在するだけで使用されるリスクを高めることは明らかであり、誤使用などによる衝突のリスクも排除できない上、核抑止論はその有効性自体証明されていない。いま求められているのは、TPNWに基づく完全な核兵器の廃絶であり、核兵器国にNPT6条に基づく核軍縮の義務の誠実な履行を行わせ、TPNWに参加させる道を目指す事こそ、日本に求められている。

(7)イラン核合意

米国とイランの核合意は、トランプ大統領による離脱と、これに対抗したイランの核開発の加速により、機能不全に陥った。2021年11月にEUを仲介役として米国とイランとの協議が再開され、2022年8月にはEUから最終案が提示されたが、以降、協議は進行せず、2023年にはイランの核施設から核兵器級に近い高濃縮ウランが検出されるなど、核開発の疑念が高まった。しかし、2023年6月にはオマーンが仲介となって協議が実施され、2024年4月にはイランが60%まで高めたウラン濃縮度を

²² 2024 年 8 月 17 日 NHK NEWS WEB

⁽https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240817/k10014551421000.html)

²³ 国際平和拠点ひろしま HP (https://hiroshimaforpeace.com/status-tpnw/)

^{24 2024} 年 8 月 7 日 東京新聞 WEB(https://www.tokyo-np.co.jp/article/345696)

20%まで引き下げる暫定案を米政府に提示し、7月にはイラン外相代行が米国とのイラン核合意に関する協議再開に前向きな姿勢を示すなど、協議の余地は残されている。イランとイスラエルとの緊張関係が高まっている中、核兵器の使用を防ぐための真摯な協議が望まれる。

(8)国内司法分野の動向

ア「黒い雨」訴訟

2021年7月14日の広島高裁判決と国による上告断念により、国が指定した援護区域の外にいた住民たちを被爆者と認め、被爆者健康手帳を交付することが命じられた判決が確定した。これに従い、政府は新たな被爆者認定制度を開始した。しかし、新制度では、11種類の疾病の罹患と「黒い雨」に遭っていることが条件とされたため、一部の申請者は却下された。この新たな制度の下でも救済の対象外とされた被爆者23名と申請後も処分がなされていない申請者が、2023年4月、被爆者と認定することを求める訴訟を広島地裁に提起した。2024年6月には追加提訴がなされ、原告は46名となっている。

長崎においては、国が定めた被爆地域外で長崎原爆に遭った「被爆体験者」ら 44 人(うち4人死亡) が、長崎県や長崎市に被爆者健康手帳の交付などを求めた訴訟で、2024 年 9 月 9 日、長崎地裁は原告 44 名のうち 15 名を被爆者と認定する判決を言い渡した。援護区域内にいた人のみを被爆者とする国の認定を否定し、被爆者の対象を広げた点は評価できるものの、2021 年広島高裁判決に比較しても対象は極めて狭められており、不当な判断と言わざるをえない。

司法により救済範囲が拡大されたこと自体は歓迎すべきであるが、その補償は不十分であり、国による画一的な線引きは、被爆者間での分断を進めている。何の咎もなく原爆に巻き込まれ、心身を蝕まれる痛み、恐怖、不安に長期間にわたって苛まれてきた被爆者の被害に政府は真摯に向き合い、より充実した救済施策を実施すべきである。

イビキニ被ばく訴訟

米国によるマーシャル諸島での水爆実験により被ばくした船員と遺族による、船員保険の申請を不認定とした全国健康保険協会の処分の取消しと、国に対する損失補償を求める訴訟が 2020 年 3 月に高知地裁に提起された。このうち、処分取消訴訟については、東京地裁に移送されたが、損失補償請求は高知地裁で審理がなされている。

日本政府と米国政府による政治取引によって、被害の実態が隠されてきたため、疫学的な調査などがなされておらず、被ばくの事実の立証などの点で同訴訟は困難な点も多く含まれているが、専門家や現地の人びとの協力の下に訴訟が進められている。また、核実験の被害者に対する救済は、TPNWにおいても述べられているものであり、政府の都合によって救済の道を閉ざされることはあってはならない。本年で被ばくから70年となり、被災した船員の人びとへの補償は一刻の猶予もない。今後二度と同余の被害を出さないためにも、迅速かつ適切な補償が求められる。

ウ原発訴訟

福島原発事故の被害者らによる国と東電に対する集団訴訟は、全国で約30件に上っているが、2022年の4訴訟(生業、千葉、群馬、愛媛)の最高判決により、東京電力が中間指針を超える損害について賠償責任を負うことが示された一方、国の責任が否定されるという不当判決がなされた。同判決をめぐっては、裁判体を構成した5名の裁判官のうち、3名が東電代理人を務める法律事務所出身であったり、元最高裁判事による意見書が提出されるなど、原子力ムラと最高裁との癒着が指摘されてい

る。電力会社と法曹の癒着から被災者への救済が狭められることは司法の独立も揺るがすものであり、決して許されない。

原発の再稼働を阻止するための訴訟も数多くたたかわれているが、2024年3月の大分地裁による伊方原発3号機の運転容認、大阪高裁による美浜原発3号機の運転容認、福井地裁による美浜原発の運転容認等、原発の危険性を顧みない判決が続いている。上記のとおり、度重なる地震によってその危険性が顕著になっている中、経済的利益のみを追求し、人々の命や暮らしをないがしろにする態度は強く非難されるべきである。

東京電力役員の責任を追及する訴訟も進められており、東京電力株主による東電役員らに対する株主代表訴訟では、2022年7月13日、東京地裁が東電役員ら4名に対し、13兆円を超える損害賠償の支払いを命じる判決が言い渡された。他方で、東京電力役員の刑事責任の訴追を求める刑事裁判においては、第1審で無罪判決が言い渡され、控訴審においても原判決が維持された。現在上告され最高裁の判断が待たれているが、経済的利益の追求を優先し、安全対策を怠った東電役員らの責任は厳しく追及されなければならない。

(9)核廃絶への課題

上記のとおり、世界で紛争と分断・対立が激化しており、核兵器が使用されるリスクは高まっていると 言わざるを得ない。

このような状況で、核兵器国やその同盟国が、核抑止論に依拠し、自らの核兵器保有を肯定することは、「敵国」の反発と対立を招き、軍拡競争に陥る危険性が高く、さらには意図的な使用のみならず誤使用のリスクもあり、極めて危険であると言わざるを得ない。

他方で、被爆者をはじめとしたさまざまな人々の地道な活動によって国際社会での核兵器使用に対する拒否感は高まっている。そのため、ヒロシマ・ナガサキへの原爆投下以降、攻撃のためには使用されていないという世界の秩序を破壊する核兵器の先制使用に至れば、国際社会からの厳しい非難が予想され、このような判断に至るとは通常考え難い。しかし、インターネットや SNS が発展した現代社会においては、生成 AI による虚偽画像等を用いた情報戦も行なわれており、これによって核兵器使用の「正当化」が図られるおそれもある。現在生じているロシア・ウクライナ間の紛争でも、ザポリージャ原発に対する無人機での攻撃について、両国とも自国の関与を否定しているように、核兵器での被害を装い、それに対する報復であるとして核兵器の使用に至ることも十分考えられる。やはり核兵器は存在すること自体が許されないのである。

このような状況を打開するために、被爆者をはじめとした人々は、国際社会に核兵器の非人道性と、 完全な廃絶が必要であることを訴え続けてきた。その一つの成果が TPNW であり、これに基づいた核 廃絶のための現実的な道がまさに今模索されている。

2024年10月11日、日本被団協が、ノーベル平和賞を受賞した25。1956年の結成以来、70年近くにわたり核兵器の非人道性を国際社会に訴え、核兵器禁止条約の成立にも多大な貢献をした被団協の業績の重要さは計り知れない。核兵器使用の危機が迫るこの時期に、日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことは、核抑止に依存するのではなく核廃絶を進めなければならない状況にあることを象徴しているといえ、核廃絶に対する国際世論が飛躍的に高まることが期待される。今後は、核抑止論を理論的に否定するとともに、核抑止論に依拠する核兵器国とその同盟国に対し、そこからの脱却と現実的

²⁵ 日本の個人・団体がノーベル平和賞を受賞したのは、1974 年の佐藤栄作元総理大臣以来 50 年ぶり。

な核廃絶の道を誠実に希求することを求めるため、市民とともに、核兵器の非人道性を広め、各国政府に対して TPNW への参加を求める運動を継続していくことが必要である。

Ⅱ. 活動報告と活動方針

当協会は以下の目標を掲げて活動を進めてきた。

《目標》

1. 核兵器の廃絶

核兵器の廃絶は、何十年にもわたって苦しみ続けている被爆者の切実な願いであり、当協会は この願いを実現させるために設立された。よって、核兵器の廃絶は当協会の最優先課題であること を再確認する。

核威嚇が行われ核使用のリスクがかつてなく高まる中、核兵器廃絶は、核抑止を信奉する日本 政府のいうような「厳しい安全保障環境」を考慮した「究極の目標」ではなく、喫緊の課題であること を銘記する。あわせて、「平和を愛する諸国民の公正と信義」による安全の確保を展望する。

2. ヒバクシャ援護

ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相が核兵器廃絶の原点である。当協会は、被爆者援護と同時に福島原発事故の被害者救済に取り組む。また、朝鮮半島出身の被爆者をはじめとする在外被爆者との連携をはじめ、核実験被害者を含めたグローバルヒバクシャの観点から世界中の核被害者との連帯を進める。

TPNW6条7条の議論が深まる中、国際信託基金の創設も現実のものとなりつつある。2025年には被爆80年を迎え、高齢化が進む被爆者への支援を急がなくてはならない。同時に、ビキニ被災船員や「黒い雨」訴訟にかかる被爆体験者の支援にも留意する。

3. 原発に依存しない社会の構築

日本政府は、深刻な被害をもたらした福島第一原発の事故について何も反省していない。日本政府は、国民や周辺諸国の反対に耳を傾けること無く、福島第一原発の事故で発生する高濃度汚染水の海洋放出を開始した。未曽有の被害をもたらした福島原発事故により、原子力発電と人類は共存できないことは明らかであり、原発政策に依存する社会は、将来さらなる凄惨な被害をもたらしかねない。政府に歯止めをかけるために、当協会は、国内外の市民社会との連携を強め、脱原発運動をよりいっそう強化する。

《活動報告と活動方針》

上記目標に照らして今期の活動を振り返り、個別課題の到達点と課題を明らかにし、次期活動の方針を提起する。

1. 総会と意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」のとりくみと今後の課題 2023年11月当協会は総会を開催し年間総括と今後の方針を決議した。総会後には8回目 を数える意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」を行い、韓国の金嬉娘弁護士、韓国の原 爆被害者を救援する市民の会の市場淳子会長、沖縄の白充弁護士、被爆者の和田征子さんの4名 をパネリストとするパネルディスカッションを行い、韓国の法律家や市民社会と私たちとの 連携のいっそうの強化の必要性を確認した²⁶。

今期総会後は恒例の意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」は開催せず、次項で述べる とおり、当協会 30 周年企画にとりくみ、その中で「朝鮮半島の非核化」を含めた「核なき 世界」への道筋を展望する。

2. 30 周年記念企画

1994年8月被爆地広島において産声を上げた当協会は、2025年被爆80年を前に、今年創立30周年を迎えた。核戦争・核使用のリスクがかつてなく高まる中、「核に依存する安全保障」から「平和を愛する諸国民の公正と信義にもとづく安全保障」への転換が求められており、「核抑止論」からの脱却が不可欠となっている今、当協会30年のあゆみをスライドで振り返るとともに、登壇者から「核兵器廃絶のために、今、私がしていること、これからしたいこと」を語ってもらうリレートーク等の催しを予定する。ハイブリッド方式(現地会場参加及びZOOMによるオンライン併用)をとるとともに、当協会企画としては初めてとなるライブ中継を行い、幅広い市民からの参加者及び視聴者を獲得することを目指す。

3. 韓国人被爆者との連携について-アメリカの原爆投下を裁く国際民衆法廷のとりくみへの 支援・協力

2023年6月に韓国ハプチョンにおいて開催された韓国被爆者国際民衆法廷第1次国際討論会に続き、2024年6月7日・8日第2次国際討論会27が広島で開催された。今回も当協会から大久保賢一会長及び山田寿則理事が討論者又は報告者として招聘された他、IALANA共同会長のダニエル・リエティカー氏(スイス・ローザンヌ大学)も報告者として招かれ28、「韓国被爆者の立場から見る米国の広島・長崎への核兵器投下の歴史的意味」(第1セッション)、「1945年の米国の核兵器投下以降の国際法一特に国際人道法一からみる核兵器使用の不法性」(第2セッション)、「拡大核抑止の不法性と、それの朝鮮半島・北東アジアとの両立不可能性及び克服方策」(第3セッション)と、ラウンドテーブル「原爆国際民衆法廷開催の国際組織委員会構成のための意見交換」で討論が重ねられた外、平和資料館の見学や韓国人慰霊塔前での慰霊祭などが行われた。尚、12項で後述の通り、上記第2次国際討論会に先立ち、5月18日には、第2セッション報告者の山田寿則理事が核フォーラム「核兵器使用と国際刑事法」で報告を行っている。

2026年ニューヨークでの「原爆投下を裁く国際民衆法廷」開催を準備している在韓被爆者をはじめとする韓国市民社会に対し、民衆法廷の実践や米国内での提訴を検討²⁹した経験を持つ当協会は、引き続き可能な支援・協力を行う。

²⁶機関誌『反核法律家』№118(2024年春号)33 頁以下に詳細を掲載。

²⁷機関誌『反核法律家』№120(2024年秋号)2 頁以下に詳細を掲載。

²⁸ この 3 名の他に、オ・ウンジョン教授(江原大学)、オ・ドンソク教授(亞州大学)、吉澤文寿教授(新潟国際情報大学)、モニーク・コーミエ上級講師(モナシュ大学)、マンフレッド・モーア教授(国際反核法律家協会)らが報告者又は討論者として招かれ、アメリカ・日本の市民活動家も参加している。

²⁹ 当協会サイト「新原爆訴訟の提案」https://www.hankaku-j.org/list b 3.html 参照。

4. 国際会議への代表派遣

(1)TPNW 締約国会合への代表派遣

2023 年 11 月 27 日から 12 月 1 日までニューヨーク国連本部で開催された TPNW 第 2 回 締約国会合(以下、2MSP)に当協会は、山田寿則理事を代表派遣した。同理事は、会期間中、各日の傍聴内容を核兵器廃絶日本 NGO 連絡会による WEB を通して発信した。帰国後は 2MSPの概要と成果をまとめたレポートを作成し当協会機関誌『反核法律家』№118 (2024 年春号) ³⁰に寄稿して、2MSPにおいて核被害者援助・環境修復について新たな進展がみられたこと、安全保障上の懸念に関する協議プロセスが開始されることになった点などを明らかにした。

2025年3月3日から7日には、TPNW第3回締約国会合(以下、3MSP)がニューヨーク国連本部において開催される予定であり、当協会は引き続き代表派遣を行い、TPNW6・7条の具体的制度化の問題や安全保障上の懸念に対して科学的根拠を援用し説得的な主張を展開する協議プロセスなどを注視していく。あわせて、日本政府に少なくともオブザーバー参加するよう市民社会と協働して働きかけを強めていく。

(2)2026 年 NPT 再検討会議準備委員会への代表派遣

2024年7月22日から8月2日までジュネーブ国連本部で開催された2026NPT第2回準備委員会(議長国カザフスタン)に当協会から山田寿則理事を代表派遣した。同理事は、現地で一般討論、テーマ別討論等を傍聴し、核兵器をなくす日本キャンペーン³¹のサイトにWEB記事を掲載したり、同キャンペーンによる現地からの中継に登壇したり、他のNGOメンバーとの座談会に出席したりするなど、市民社会自らによる、一般メディアでは報道されない内容の発信に貢献した。第2回準備委員会の概要と課題については、2024年12月刊行(予定)の機関誌『反核法律家』に山田理事からの寄稿を掲載する予定である。

尚、2025年4月28日から5月9日には第3回準備委員会がニューヨークにおいて開催される予定であるが、当協会は引き続き代表派遣を行い、現地での情報収集と市民社会との共有・発信に努める。

当協会は、NPT 体制における核保有国による分断と対立の持込みを看過せず、かつ日本政府がNPT6 条の完全実施、すなわち核軍縮誠実交渉とその完結義務を果たすよう、市民社会とともに注視していかなくてはならない。2026 年の NPT 再検討会議に向けても、声明の発出やイベントの実施など「核兵器も戦争もない世界」を実現するための提案をアピールする方法を検討する。

5. 声明の発出

今期、当協会は「核兵器禁止条約第2回締約国会合の成果を歓迎し、改めて日本政府に同条約への参加を求める声明」(2024年1月)、「イスラエルのガザ地区に対する攻撃の即時停止を求めるとともに核抑止論からの脱却を求める声明」(英訳:Calling for an immediate halt to Israel's attacks on the Gaza Strip.—Statement calling for withdrawal from nuclear deterrence、2024年1月)、「G7イタリアサミットに向けた公開書簡」(英訳:Open Letter to the G7 Italy Summit、2024年5月)、「日米2+2及び拡大抑止に関する閣僚会合共同声明に対する抗議声明」(2024年8月)等、法律家の視点から法規範を踏まえた声明等を発出し、その都度ホームページに掲載する他、当協会のメーリングリストはも

³⁰ 同誌 51 頁以下に掲載。

³¹ 核兵器をなくす日本キャンペーンについては7項で後述。

とより参加する他団体のメーリングリストでも案内してきた。次項記載の通り適宜英訳文を 付して海外に向けても発信することで、新たなつながりに発展する機会ともなった。

また、2024年10月11日、日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことを受けて「日本原水 爆被害者団体協議会(日本被団協)のノーベル平和賞受賞を歓迎します」を発出している。

引き続き、当協会は時宜にかなった声明等を発出し、法律家団体としてのイニシアティブ を発揮していく。

6. IALANA との連携

今期 IALANA は 10 月に Board Meeting を行い、当協会から内藤雅義副会長、森一恵事務 局長、山田寿則理事(IALNA 理事)が参加した他、IALANA の Board member メーリング リストや LCNP(核政策法律家委員会)のメーリングリストを通じて、情報発信・情報交換・情報共有を行ってきた。

とりわけ、当協会による「イスラエルのガザ地区に対する攻撃の即時停止を求めるとともに核抑止論からの脱却を求める声明」の発出(2024年1月)を IALANA Board member メーリングリストに英訳文で投稿したところ、大きな反響があった。これは、ポーランドの IALANA メンバーである Pasquale Policastro 氏の賛同と関心を得て、ポーランド・スタロシュチンで 9月19日から 22日まで開催されたイベントに森事務局長が参加し、また大久保会長や佐々木猛也理事の ICJ 核兵器勧告的意見 25周年の際に作成したビデオメッセージ及びノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会のヒバクシャ証言ビデオメッセージを提供したことにつながった。

また、メーリングリストを通じて紹介される LCNP から発表された論稿をその都度訳出して機関誌『反核法律家』に掲載してきた。

今後も当協会は、NPTやTPNW締約国会合をはじめ国際機関による、あるいは国際NGOによる重要な国際会議の場でのIALANAとの協力協働、IALANAが主催・共催する国際会議への貢献、オンラインイベントの共同開催、ワーキンググループ、意見交換の場などを通じて、引き続きIALANAとの連携を強化する。

また IALANA の組織的基盤を強化するため、当協会に求められる必要な貢献について、協議検討していく。ニュージーランド・スリランカ・韓国などの法律家や有識者を通じて、アジア・太平洋地域のネットワーク作りを検討し、会員らが COLAP (アジア太平洋法律家協会) などを通じて交流した人たちへの働きかけも試みるなど、IALANA 自身の組織拡大も展望する。

7. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会・核兵器をなくす日本キャンペーンとの協働 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会(以下 NGO 連絡会)は、核兵器廃絶に向けて日本国内で活動 オス NCO・東民団体の連絡組織でなる。32、共同代表には当ね合土が保際一合長、同兄立修一

する NGO・市民団体の連絡組織である 32。共同代表には当協会大久保賢一会長、同足立修一理事も加わり、各団体との意見交換、情報収集などに取り組んでいる。主に連絡会のメーリングリストを通じて密接に連絡を取り合うほか、毎月開催される定例会合には当協会の役員数名が参加している。

³² 活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。https://nuclearabolitionjpn.com/

今期の NGO 連絡会の活動の最大の特徴は、2022 年末より検討の始まった組織強化のとりくみが「核兵器をなくす日本キャンペーン」(以下、日本キャンペーン)の発足(2024 年 4 月 1 日)として結実したことである。これにより、NGO 連絡会を母体として、幅広い市民・企業団体からの寄付・支援を呼びかけながら、日本政府に核兵器禁止条約への参加を迫る体制が整った(2030 年まで継続)。

この体制を活かし、2023 年 11 月 2MSP にむけた外務省との意見交換会や共同記者会見、2024 年 1 月 TPNW 発効 3 周年イベントや ICAN メリッサ・パーク事務局長来日にあわせた 国会議員討論会、4 月 20 日「核なき世界を日本から!『核兵器をなくす日本キャンペーン』 発足記念シンポジウム」、8 月 5 日には 2018 年以降重ねられてきた国会議員討論会、そして 9 月 26 日には恒例の「核兵器廃絶のための国際デー記念シンポジウム:徹底討論!日本の核 軍縮アプローチが完全オンライン(YouTube 配信)で開催されたほか、9 月 22・23 日の国連未来サミットなども視野に入れてピースウィークと銘打たれた各イベントが開催された。 これらのとりくみについて、当協会もそれぞれの成功に貢献してきた。

また日本キャンペーンの発足に伴い、NGO連絡会はそこに集う国内のNGO等の入会制を導入し団体・個人の会費によって運営されることとなり、昨年の当協会総会決議に基づき当協会もNGO連絡会に団体加入した。

当協会は、引き続き NGO 連絡会と日本キャンペーンの諸活動を支え、協力・協働を進める。尚、2025年2月には「被爆 80年 核兵器をなくす国際市民フォーラム」が計画されており、3MSP に対する提言のとりまとめも構想されている。日本政府に TPNW 参加を促し TPNW の普遍化や核被害者救済・環境修復並びに「核兵器も戦争もない世界」の達成に貢献する機会と位置づけ、当協会も積極的にとりくむ。

8. 他団体との連携

(1)「原発と人権」ネットワークとの協力協働

2023年9月2日、3日に開催された第6回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしまの後も「原発と人権」ネットワーク会議において議論が重ねられており、当協会からも複数名が会議に参加し、次期のとりくみについて協議に加わっている。 I 情勢の特徴と私たちの課題(5)核をめぐる日本国内の情勢工項「原発への依存」記載のとおり、原発行政は予断を許さない状況にあり、当協会は引き続きネットワークとの連携を進めていく。

(2)「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会は同会に団体加盟し、年会費1万円を負担している。また、当協会の大久保会長(理事)、内藤副会長(理事)らが役員として活動に関わっている。

ビキニ被災者訴訟が始まり、被害実態を遺族の人を含め全国的に掘り起こしていく活動が求められていることから、これまで以上に「継承する会」との連携を強める必要が確認されている。当協会も加盟団体として引き続き「継承センター」の設立に協力していく。

(3)「非核の政府を求める会」との連携

「非核の政府を求める会」の専門部会との密接な交流を検討する。

(4) 改憲問題対策法律家 6 団体との連携

改憲問題対策法律家 6 団体連絡会(以下、「法律家 6 団体」という。)は、社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会の 6 つの団体で構成され、政府の違憲行為や「憲法改正」の企てに対し、協働して集会を開催したり声明を発表したりするなどの活動を行ってきた。

今期も「国の指示権を拡大する『地方自治法の一部を改正する法律案』の廃案を求める法律家団体の声明」(2024年4月17日)、「『地方自治法の一部を改正する法律』の採決強行に抗議する法律家団体の声明」(2024年6月21日)、「『重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案』の廃案を求める法律家団体の声明(2024年4月25日)、「『重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律』の成立に強く抗議する法律家団体の声明」(2024年5月20日)等の声明を発出し、2024年10月には「ストップ!『9条改憲と大軍拡政策』一市民と立憲野党の共闘を各地で力強く進めよう」の声明及び市民向けアピール「わたしたちの一票で、わたしたちの声でいま、自民党政治を終わらせよう」を発出した。また2023年12月6日には「議員任期延長改憲公開質問状」を発表して各党に送付し、2024年3月4日に公開質問状の回答状況について国会内で会見を行ったほか、2024年5月14日には院内集会「地方自治法改正案に異議あり!」を開催した。

当協会も参加団体として、平和憲法を擁護し、核兵器廃絶を目指す立場から、法律家 6 団体のとりくみに協力してきた。また分担金 4 万円を負担し財政的にも法律家 6 団体の活動を支えている。

I 情勢の特徴と私たちの課題(5)核をめぐる日本国内の情勢ア項「日本国内の政治状況」記載の通り、岸田元首相は、2024年8月6日広島平和記念式典に出席した翌7日に、緊急事態条項と合わせ自衛隊明記など憲法9条に狙いを定めた改憲議論を推し進める考えを示し、法律家6団体の活動はますます重要かつ緊急性を増している。9条改憲、核共有、敵基地攻撃能力・反撃能力の正当化などの目論見を許さず、憲法の完全な実施と平和外交による国際社会への働きかけによって核廃絶を目指す立場から、引き続き連携を強めていく。

(5) 創価大学法学部「人間の安全保障フィールドワーク」の学生の当協会訪問

2024年8月27日当協会連絡先事務所である大久保賢一法律事務所にて、ここ数年恒例となっている学生訪問を受けた。大久保賢一会長より当協会の概要とそのとりくみ、核をめぐる情勢等について報告した他、山田理事よりコメントを加え、質疑応答を行った。学生らの核廃絶の実現可能性についての疑問に対し、核抑止の危険性を説得力をもって語り、学生らの興味関心にこたえた。また、日本キャンペーンの浅野英男事務局にも加わってもらい、充実した機会となった。当協会は引き続き、次世代を担う学生・若者とのつながりを重視していく。

9. 核フォーラム 本年の開催は以下の通り。

開催日	参加者数 ※ () 内は 申込者数	報告者並び にコメンテ ーター	テーマ
5月18日(2024	17 (28)	山田寿則	核兵器使用と国際刑事法
年)	名	※新倉修	

今期の核フォーラムは、2024年6月6日から同9日までの日程で行われた韓国原爆被爆者による原爆国際民衆法廷準備のための第2次国際討論会(主管:韓国SPARK)の「1945年の米国の核兵器投下以降の国際法一特に国際人道法一からみる核兵器使用の不法性」をテーマとする第2セッションにおいて、当協会山田寿則理事(明治大学兼任講師)が報告者の一人となったことから、そのプレ企画として開催された。1945年以降の国際法の進展に照らして、特に国際刑事法の観点から核兵器使用の犯罪性について考察を深める報告33がなされ、内容の濃い議論が行われた。コメンテーターとして予定していた新倉修青山学院大学名誉教授は、日弁連会務のため急遽登壇不可となり、コメント内容を文書34で提出した。

参加者から寄せられたアンケート結果からも好評だったことがうかがえる。予定していたが参加できなかった申込者 9 名からは後日視聴希望が寄せられ、YouTube にアップ(限定公開)して要望に応えた。

次期も引き続き、核フォーラムは当協会が幅広く市民社会と意見交換を進める貴重な場と位置付け、自由闊達な議論が行えるよう、また後日視聴希望にも応えられるよう工夫していく。 2024 年 7月 22 日から 8月 2 日にかけて開催された 2026 年 NPT 再検討会議第 2 回準備会合の報告や、2025 年 3 月に予定される TPNW の 3MSP の成果についてなど、学生・市民の興味関心に沿った内容でとりくむ。

10. 理事会及び役員体制

下記のとおり、ほぼ月1回のペースで理事会を開催(全体オンライン ZOOM)した。下記記載の主な議題の他、毎回議論の冒頭に核をめぐる直近情勢について意見を交わした。理事会参加人数はほぼ毎回二桁にのぼる。引き続き多くの会員の参加を呼び掛けたい。メーリングリストを通じて理事会で話し合われた内容を簡単にまとめた議事録を配信した。

開催日	参加者数	主な議題			
12月18日 (2023 年)	8名	総会・意見交換会総括、原爆投下を裁く韓国国際民衆法廷のとり くみ(韓国人被爆者との連携)、外務省意見交換会と NGO 連絡会 報告、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府 を求める会、11/26~12/2 インドネシア(ASEAN、NAM 事務 所)訪問(大久保会長)、2024 年年間日程確認、外			
1月22日 (2024 年)	10名	韓国人被爆者との連携、1/23ICAN メリッサ・パーク氏との意見交換会・懇親会について、2024年核フォーラム計画、NGO連絡会報告/日本キャンペーン展開状況報告、非核の政府を求める会(1/8新春シンポ)報告、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、外			
2月22日	10 名	1/22~1/23TPNW 発効 3 周年記念イベント・ICAN メリッサ・パーク事務局長来日企画報告、韓国人被爆者との連携、JALANA 声明に対するポリカストロ氏(IALANA)からの提案について、2024 年核フォーラム計画、NGO 連絡会報告/日本キャンペーン展開状況報告、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、外			
3月19日	10名	2/28~3/1 3.1 ビキニデー報告、韓国人被爆者との連携、5/18 核フォーラム準備、反核法協創立 30 周年企画について、NPT 第 2 回準備会合(7 月末・@ジュネーブ)への代表派遣について、JALANA 声明に対するポリカストロ氏(IALANA)からの提案、NGO 連絡会報告、			

³³ https://hankaku-j.org/event/240518/240518_01.html に山田寿則理事の報告を掲載。
34 https://hankaku-j.org/event/240518/240518_02.html に新倉修名誉教授のコメントを掲載。

		4/20 日本キャンペーン発足記念イベント、非核の政府を求める会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、当面の事務局体制について、外
4月15日	10 8	
4月10日	10名	G7 イタリアサミットに向けた公開書簡について、9/19~22@スタロシュ
		チン(ポーランド)のイベント(ポリカストリ氏より)、反核法協創立 30 周
		年記念企画について―2024 総会・意見交換会計画、5/18 核フォーラ
		ム準備、韓国人被爆者との連携、
		NPT 第2回準備会合(7月末・@ジュネーブ)への代表派遣につい
		て、NGO 連絡会報告/4/20 日本キャンペーン発足記念イベント報
		告、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を
		求める会、当面の事務局体制について、外
5月14日	8名	9/19~22@スタロシュチン(ポーランド)のイベント(ポリカストロ氏より)、
		5/18 核フォーラム準備、韓国人被爆者との連携について(6/6~6/9@
		広島)、NPT 第 2 回準備会合 (7 月末・@ジュネーブ) への代表派遣に
		ついて、反核法協創立 30 周年記念企画について―2024 総会・意見
		交換会計画、NGO 連絡会報告/4/20 日本キャンペーン発足記念イ
		ベント報告、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の
		政府を求める会、当面の事務局体制について、外
6月17日	9名	5/18 核フォーラム報告、韓国人被爆者との連携について(国際民衆法
-		廷第2次国際討論会6/6~6/9@広島)報告、NPT第2回準備会合
		(7月末・@ジュネーブ)への代表派遣について、9/19~22@スタロシ
		ュチン(ポーランド)のイベント(ポリカストロ氏より)、反核法協創立30周
		年記念企画について―2024 総会・意見交換会計画、NGO 連絡会・
		総会報告、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の
		政府を求める会、当面の事務局体制について、外
7月16日	10名	反核法協創立30周年記念企画について―2024総会・意見交換会計
17 10 H	10 /1	画、NPT 第 2 回準備会合(7 月末・@ジュネーブ)への代表派遣につ
		いて、9/19~22@スタロシュチン(ポーランド)のイベント(ポリカストロ氏
		より)、NGO 連絡会報告(7/9 外務省意見交換会)、ノーモア・ヒバ
		クシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、当面の事
0 8 4 8	10 57	務局体制、(一社) かたわらとの業務委託契約について、外
9月4日	10名	2024 総会・反核法協創立 30 周年企画について、NPT 第 2 回準 (#5.4.4.7.1.2.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2
		備会合(7月末・@ジュネーブ)への代表派遣報告、9/19~22@スタロ
		シュチン(ポーランド)のイベント(ポリカストロ氏より)、NGO 連絡会・日
		本キャンペーンのとりくみ、IALANA 共同議長アメーラ・スキリャンさん
10 8 5 8	0.4	来日の件、10月 IALANA Board 会議予定、外
10月7日	9名	2024 総会・反核法協創立 30 周年企画について、IALANA
		Board Meeting (10/10)、9/19~22@スタロシュチン(ポーランド)のイ
		ベント参加報告、NGO連絡会・日本キャンペーン報告、ノーモア・
		ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、
		IALANA 共同議長アメーラ・スキリャンさん来日、機関誌次号企画、外

次期も引き続き毎月理事会を開催し、参加者が増えるよう案内・報告を早めに送るなどの工夫を続け、Zoomシステムも活用する。当協会が反核運動の中で、法律分野における最先端の理論集団としての役割を果たせるよう、役員体制を充実し、若手の育成を進める。

11. 事務局業務・体制

オンラインシステムの普及に伴い、事務局業務の中でもデジタル関連業務がより複雑さを増してきた。そこで、理事会の承認を経て、デジタル分野の業務の一部(日常業務及びイベント開催に関わる業務)を委託する業務委託契約を、一般社団法人かたわら(代表者代表理事 高橋悠太氏、以下(一社)かたわら)との間で結んだ。

デジタル関連業務については、(一社)かたわらの力を借りることで、日常業務の合理化を進め、イベント開催にあたっては、中継配信などこれまでにない試みで、市民参加の可能性を広げることをめざす。

12. 機関誌『反核法律家』の発行

今期発行した『反核法律家』の主な内容は以下のとおりである。

号	主な内容
116·117 (2023 合併 号)	核フォーラム「NPT をどう活かすか―市民社会の視点から」/第6回原発と人権全国研究・市民交流集会 in ふくしま第3分科会「核兵器と原発」
118(2024 春)	2023 総会・意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」/核兵器禁止条約 第2回締約国会合の概要と成果
119(2024 夏)	ビキニ被災 70 周年―核被害とどう向き合うか/〈特別企画〉韓国・原爆 国際民衆法廷第 2 次国際討論会報告資料
120 (2024 秋)	韓国・原爆国際民衆法廷第2次国際討論会報告/核抑止論

次期も年4回の発行をめざすとともに、内容の充実を図る。新たな試みとして始めた読者アンケートの活用にもとりくむ。定期購読申込例をさらに増やす努力を継続し、大学図書館等への働きかけを強める。

13. ホームページの改善

ホームページが当協会と広範な市民社会との最初の接点となることを考慮して、当協会の活動内容や提供情報等を分かりやすく発信することに努め、当協会と IALANA の声明・企画・機関誌刊行などはその都度迅速に発信してきた。今期、原爆裁判・下田判決が改めて注目を浴びたことから、アーカイブの価値がいっそう高まった。

次期も反核 NGOs や学生に活用してもらえるよう工夫するとともに、Facebook をはじめとした SNS やイベントの見逃し配信(動画視聴)等により、情報の発信力を強化する。

14. 当協会会員の拡大と財政基盤の強化

当協会の会員数は235名(2023年10月1日現在)を数えるが、会員の高齢化や逝去によるやむを得ない退会に比して、新たな入会者が少ないため依然減少傾向にある。しかしNGO連絡会・日本キャンペーンの活動や核フォーラム等が接点となり、若い世代・学生らの入会につながるケースも生まれている。身近な人への働きかけとともに、積極的に将来世代にうったえるための工夫が求められる。

同時に会員にとって魅力ある会とするために活動の充実を図り、当協会の財政基盤を強化する。会 計処理については、この間オンライン決済方法をとりいれるなど合理化をはかってきた。引き続き会計処 理の効率化を図り、利便性を高めることに努力する。

15. メーリングリストの活用

会員の協力を得て、参加者 162人(2024年10月1日現在)にまで拡大した。そこでは、理事会の案内・報告に加え会員同士の情報提供や意見交換が活発に行われている。今後もメーリングリストを積極的に活用するとともに、参加者数の拡大を図る 35。

16. 会則変更について

上記 14 項記載の通り、会員数減少傾向に歯止めをかけ、新規入会者を増やすことが求められているが、同時に会費長期滞納者の問題も看過できない状況にある。財政健全化のうえでも、会費長期滞納者へのこれまでどおりの機関誌発送は困難であると判断し、以下の通り会則を改定する。

(現行会則)

会費 本会員 一万円/年

賛助会員 五千円/年

(改定後の会則)

会費 本会員 一万円/年

賛助会員 五千円/年

五年を超える会費長期滞納者については、機関誌発送を差し止めることができる。

³⁵ メーリングリストに参加していない会員の方は下記連絡先宛にメールアドレスを教えて下さい。 E-mail:jalana.office@gmail.com

Ⅲ. 役員体制				
	日本反核法律家協	3会役員名簿		
役職	氏名	所在	職業	備考
会長	大久保 賢一	埼玉	弁護士	
副会長	高崎 暢	北海道	弁護士	
副会長	内藤 雅義	東京	弁護士	
副会長	成見 幸子	宮崎	弁護士	
副会長	藤原 精吾	兵庫	弁護士	
事務局長	森 一恵	三重	弁護士	
事務局次長	大住 広太	広島	弁護士	
理事	愛須 勝也	大阪	弁護士	
理事	梓沢 和幸	東京	弁護士	
理事	足立 修一	広島	弁護士	
理事	池上 忍	広島	弁護士	
理事	井上 正信	広島	弁護士	
理事	浦田 賢治	東京	学者	
理事	太田 茂	東京	弁護士	
理事	萱野 唯	東京	弁護士	
理事	君島 東彦	京都	学者	
理事	佐々木 猛也	広島	弁護士	IALANA 共同会長
理事	佐々木 亮	東京	学者	
理事	笹本 潤	東京	弁護士	
理事	椎名 麻紗枝	東京	弁護士	
理事	高見澤 昭治	東京	弁護士	
理事	徳岡 宏一朗	東京	弁護士	

理事	中川 重徳	東京	弁護士	
性	中川 里心	米示	开 设工	
理事	中西 裕人	大阪	弁護士	
理事	西山 明行	千葉	弁護士	
理事	水谷 敏彦	富山	弁護士	新
理事	村山 志穂	埼玉	弁護士	
理事	森 孝博	東京	弁護士	
理事	安原 幸彦	東京	弁護士	
理事	山田 寿則	東京	学者	IALANA 理事
監事	岡部 素明	埼玉	税理士	
事務局	田中 恭子	埼玉	専従	
事務局	遠藤 あかり	京都		